

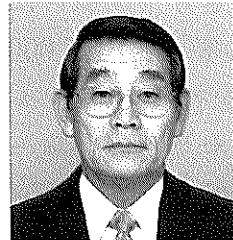
発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 荻野 弘康



## 非上場株式の時価評価に関する 相続税事件と所得税事件の判決紹介

中央大学名誉教授 大淵 博義

### はじめに

平成29年8月30日、東京地裁は、被相続人が非上場株式の発行会社の役員等が設立した法人に対して配当還元価額で譲渡した7%超の株式のみなし譲渡課税事件と、その譲渡後の持株割合に基づく配当還元価額の相続税評価額の申告を否認した課税事件について、5年超の長期の審理期間を経て判決を言い渡した。

前者の所得税法59条1項のみなし譲渡課税は、同族株主が配当還元価額により譲渡した価額は時価の2分の1未満による譲渡と認定して類似業種比準価額による課税処分を支持したが、一方、その株式の譲渡後の持株割合は15%未満であることから「同族株主以外の株主が取得した株式」として配当還元価額による相続税申告を適法として課税処分を取り消した。理解を容易にするために、まず、相続税事案の判決の概要を紹介した後に、みなし譲渡課税事件の判決を紹介することとする。

ちなみに、この事件の二つの判決のうち、相続税事件判決は、被相続人や相続人の実効支配という事実上の要因を否定して、株式所有の議決権割合という法的

支配を前提として相続株式の評価を行って課税処分を取り消したものである。これに対して、みなし譲渡課税事件判決は、売買当事者の間で成立する客観的交換価額である売買価額の是非について、譲渡所得課税の含み益の清算所得課税の趣旨・目的を柱として、売主（譲渡前は同族株主）の議決権数により原則法で時価を評価して判定すべきであるから、みなし譲渡課税は適法でありとしつつ、他方で、買主は、少数株式を売買により取得了もので、取得後も同族株主以外の株主（少数株主）であるから、配当還元価額の売買価額は合理的であると判示、買主について受贈益課税を行っていない本件事案について妥当としたものである。

しかしながら、みなし譲渡課税における低額譲渡か否かの認定は、その売買価額が客観的交換価値として合理的か否かという認定の問題であり、売主の売買価額と買主の売買価格が泣き別れだとしても、合理的であるという判決は前代未聞の判決であるといえよう。しかも、所得税法59条1項二号の低額譲渡に該当するか否かの判定に当たっての資産の時価の認定は、資産の含み益の清算課税という

譲渡所得課税の趣旨目的とは直接関係しないということは当然のことであり、これを前提とした本判決には疑問もある。

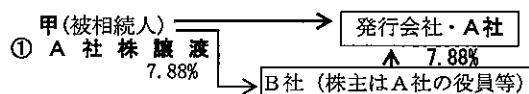
なお、紙幅の関係から、今回は、判決の紹介に止めて、後日あらためて検討を加えることとしたい。〈この二つの税務訴訟事件について、筆者は納税者側から鑑定意見書を提出している。〉

## I 相続税課税事件判決の紹介

### 1. 事案の概要

#### (1) 前提事実

ア 本件原告及びその夫甲（被相続人）は親族を含めた同族株主グループとして、A社株式を22.79%所有していたが、①甲は平成19年7月27日頃（その死亡前約5か月前）に、A社の役員等が設立していたB社に対して、7.88%のA社株式を、配当還元価額1株75円、合計5,437万5,000円で譲渡した。その結果、甲の同族株主グループの保有割合は14.91%となり、中心的同族株主がないないA社の株主として「同族株主以外の株主が取得した株式」に該当することとなった。②その後、平成19年12月に甲が死亡したために、原告ら相続人は、B社株式を配当還元価額75円と評価して相続税の確定申告をした。



イ これに対して、課税庁は、①の譲渡におけるA社株式の時価は、原則法（類似業種比準方式）による1株の評価額2,292円と認定して、所得税法59条1項のみなし譲渡課税による更正処分を行なうとともに、②の原告らが相続したA社株式の相続税評価額は、配当還元価額によるべきではなく、同様に類似

業種比準方式による1株の評価額2,292円によるべきであるとして、平成22年4月21日付けで、原告に対し、本件相続に係る相続税につき、課税価格を26億8,875万4,000円（申告・23億4,241万8,000円）、原告の納付すべき税額を3億8,322万9,400円（申告・2億9,055万5,000円）とする更正処分及び原告に係る過少申告加算税の額を926万7,000円とする賦課決定処分を行った。

ウ 本件相続開始時の原告及び甲グループ以外のA社の持株の保有状況は、B社が7.88%、C社（原告及び甲とその親族が36%所有する資本金1億円余の損害保険代理業、不動産の管理及び賃貸業等を目的の会社で、本店はA社と同一）が24.18%、研究会持株会（勤続20年以上の従業員持株会）が24.03%、従業員持株会（勤続10年以上の従業員持株会）が25.16%、その他の個人株主が3.84%、である。

エ 本件相続税課税事件の具体的な争点は、①原告らが相続により取得したA社株式が財産評価基本通達188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するか（争点①）、②本件株式がこれに該当してもなお類似業種比準方式により評価することが正当とは認められる特別な事情があるか（争点②）である。

### 2. 判決の要旨

（1）被告は、評価通達188における議決権割合の判定に当たり、C社及びB社の有するA社における議決権の行使につき、A社又は原告の意思と同一の内容の議決権行使することに同意しているから、①これをA社の自己株式として議決権総数から除外すべきこと、また、②両

社が保有するA社の議決権を原告が有するものとみなして、これを原告の有するA社株式の議決権の数に合算することを前提に、本件株式が評価通達188のいずれにも該当しない（したがって「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しない）旨主張する。しかし、被告がその根拠として主張する法人税法施行令4条6項の規定は、同族関係者の法人の該当性に関する規定であり、評価会社における株主の議決権割合の判定そのものに同条6項が適用されるものではないから、仮にC社及びB社がその有するA社の議決権についてA社や原告の意思と同一の内容の議決権行使することに同意していたとしても、評価会社であるA社における株主の議決権割合の判定において、C社及びB社の有する議決権をA社や原告が有するとみなされることになるものではない。被告の主張は、評価基本通達188の解釈を誤った独自の見解である。

また、仮に評価会社とその株主との間に、法人税法施行令4条6項を適用すれば、その株主の有する評価会社の議決権を評価会社自身が有するとみなされこととなる関係が存する場合であっても、実際の株主総会等の場面においてはその株主は当該議決権を現実に行使し得る

（自己株式に準じて議決権の行使が禁止される旨の法令上の規定は存しない。）のであるから、当該議決権の数を0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数としたのでは、その株主や他の株主の会社支配力をその議決権割合によって適正に測ることができなくなり、評価通達188の趣旨に反することとなる。したがって、被告の上記主張は、評価通達188の趣旨に適合しない不合理な主張というべきである。

そうすると、相続税の課税時期において、A社においては30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がいないため、A社は「同族株主のいない会社」に当たる。その結果、原告及びその同族関係者である親族らの有する議決権の合計割合は14.91%であり、「株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合」にも当たり、本件株式は、評価通達188の（3）の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当し、配当還元方式により評価すべきこととなる。

（2）次に、被告は、配当還元額により評価することによっては適正な時価を算定することができない特別な事情がある場合に該当するとして、甲によるA社及びその関連会社（C社及びB社）の実効支配体制の確立や、原告が甲からこの体制を引き継いだこと等を主張する。しかしながら、次のとおりの経営実態等が認められる。

① そもそも代表取締役であるからといって、会社の意思決定と代表取締役の地位にある個人の意思決定を当然に同一視することはできない上、A社においては、毎月1回、A社の役員及び支店長等が一堂に会する経営会議や、その前日には役員会が開催されており、A社の意思決定機能を実質的に果たしていたということができる。

② A社は、平成19年春期において従業員総数が482人、全国16の支店等を設け、それぞれ支店長等も配置されているところ、このように広域に事業拠点が分布し、相当の規模がある会社の事業や経営について、代表取締役である甲が単独で一方的に決めていたとみる

ことは現実的でない。むしろ、その経営実態等からすれば、甲が実質的に単独でその意思決定等をしていたとは評価し得ない。また、A社の株主の多くは、甲の親族や持株会等のA社の関係者で占められているものの、甲が、これらA社の株主の権限行使等について、人事権を活用するなどして具体的に働きかけをし、影響力を及ぼしていたという事情も認められない。

③ 甲は、B社の株主や役員等でもなく、その意思決定等を実質的に甲が行っていたと認め得る具体的な事情はないし、甲からの本件B社への株式譲渡が行われたのは、B社の設立から3年以上が経過した後のことであること、甲によりその一族の持株比率を15%未満とする旨の話が初めてされたのも、B社設立後約3年を経過した平成19年6月のことであることが認められること等からすれば、B社の設立時に、本件B社への株式譲渡を目的としていたということはできない。こうした点を踏まえると、甲とB社との間についても、特殊な支配関係等があったということはできない。したがって、甲によるこれらの会社に対する実効支配体制が確立されていたとする被告の主張は、採用することができない。

④ 以上のとおり、甲によるA社に対する実効支配体制が確立されていたとは認められないから、これを甲(被相続人)から原告が引き継いだとする被告の主張も採用することができない。会社の経営に対する影響力という属人的なものについて、甲と原告とを同一視し、あるいは原告が甲の影響力を引き継いだとみること自体に無理があるといわざるを得ない。この点は、C社及びB

社との関係でも同様である。

以上のとおりであるから、甲又は原告がA社、B社及びC社に対して、実効支配体制が確立されているということはできないから、A社株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するにもかかわらず、配当還元方式ではなく、類似業種比準方式により評価することが正当と是認される特別な事情があるとする被告の主張は採用することができない。

## II 所得税みなし譲渡課税事件判決について

### 1. 本件事案の概要と争点

本件は、前記相続税事件において述べたように、被相続人甲のグループが22.79%保有するA社の株式7.88%を、同社の役員等が設立したB社に対して、本件相続開始前に配当還元価額75円(合計5,437万円)で譲渡し所得税申告を行ったものであるが、被告(課税庁)は、相続税事案と同様に、その譲渡の時価は類似業種比準価額2,992円と認定(譲渡所得金額20億円余)し、所得税法59条1項二号の低額譲渡に該当するとして、上記価額による譲渡所得の更正処分を行ったことから、その是非が争われたものである。なお、ここでの登場する関係者は、相続税事案と同様である。

この訴訟事件において、被告は、所得税基本通達59-6の(1)は、取引相場のない株式について、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により、評価通達188の定めに基づき、当該株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に当たるか否かを判断すべきことを定めたものである。これは、譲渡所得課税制度の趣旨が、譲渡人に帰属する資産の保有期間中の増加益を所得として課税

する点にあることからすれば、その増加益は株式の譲渡人の譲渡直前の議決権割合により判定することが最も合理的といえるためである。本件株式の譲渡直前のA社株式の甲ら一族の議決権数は、その議決権総数の15%以上であるから、本件株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないから、原則法による類似業種比準価額によるべきであると主張していた。

これに対して、原告らは、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定（株主区分の判定）は、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により行うのが相当である。また、所得税法59条1項の趣旨は、譲渡人に帰属するキャピタル・ゲインの清算課税を行うという被告の主張は、その清算すべき「その時における価額」、すなわち客観的交換価値の評価の在り方が問題となるものであり、その清算課税の趣旨とは直接関係するものではなく、譲受人が取得株式に期待するものが何かという譲受人側の事情が、取引価額の決定要素となり、譲受人が少数株主となる場合には配当を期待して売買価額を決定することになるため、配当還元方式により評価することが合理的である、と主張している。

## 2. 判決の要旨

### (1) 所得税法59条1項2号の低額譲渡に該当するか

ア 所得税法59条1項2号の譲渡の時ににおける価額の2分の1に満たない金額による法人に対する資産の低額譲渡

（みなし譲渡）があった場合には、その譲渡があった時における価額に相当する金額により、当該資産の譲渡があつたものとみなす旨を定めており、ここにいう「その時における価額」とは、当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値をいうものと解される。

イ 非上場株式について、所基通59-6が定める条件の下に適用される評価通達の評価方法が、取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算において当該株式のその譲渡の時における客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものであれば、その評価方法によってはその客観的交換価値を適正に算定することができない特別な事情がある場合でない限り、その評価方法によって算定された価額は、所得税法59条1項にいう「その時における価額」として適正なものであると認めるのが相当である。

ウ 配当還元方式を「同族株主以外の株主等が取得した株式」の評価方法とした趣旨は、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等の少数株主においては、会社支配力が小さく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、この評価方法を相当としたものと解される。そして、評価通達188は、株主の会社支配力を測る基準として、株主及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数に占める割合に着目し、これを基として配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式」の範囲を具体的に定めている。  
(他の評価方式に関する判示は省略)

以上の諸点に鑑みれば、評価通達178以下に定めるこれらの評価方法は、取引相場のない株式につき実情等を踏まえたものとして一般的な合理性を有すると認められる。

エ 次に、所得税基本通達59-6が非上場株式の評価方法を適用する際の一定の条件として規定したのは、財産の評価に関する基本的な取扱いと譲渡所得の収入金額の計算とは適用場面が異なることから、評価通達を譲渡所得の収入金額の計算の趣旨に則して用いることを可能にするためであると解される。すなわち、相続税や贈与税が、相続や贈与による財産の移転があった場合にその財産の価額を課税価格としてその財産を取得した者に課される税であるのに対し、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する增加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算してその譲渡人である元の所有者に課税する趣旨のものと解されるのであって〔最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁、最高裁昭和47年（行ツ）第4号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁参照〕、そのような課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者（譲渡人）にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達188の（1）～（4）

の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時における価額の算定に適用する場合には、各定め中「(株主の) 取得した株式」とあるのを「(株主の) 有していた株式で譲渡に供されたもの」と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によることが相当であると解される。所得税基本通達59-6の（1）が、評価通達188の（1）に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているのは、上記の趣旨を「同族株主」の判定について確認的に規定したものであり、上記の読み替え等をした上で評価通達188の（1）～（4）の定めを適用すべきであることを当然の前提とするものと解されるから、この規定もまた一般的な合理性を有すると認められる。

以上のとおりであるから、評価通達の評価方法を、非上場株式のその譲渡における価額の算定に適用する場合には、原告らのいう会社区分においても、株主区分の判定においても、譲渡直前の譲渡人の議決権割合によるのが相当である。

オ 原告らの主張について

原告らは、売買取引の価格決定に際しては、譲渡人が同族株主であるとしても、譲受人が少数株主であれば、その取得株式の経済的価値を前提として価額が決定されるものであり、非上場株式の譲渡が低額譲渡により行われたか否かに関わる時価の認定は、譲受人の議決権割合によって評価通達の定める評価方法で判断されるべきであること、所得税法59条1項2号のみなし譲渡課

税は、取引社会で現実に行われる取引と比較して時価の2分の1未満の低額な取引に規制を加えるものであり、一般的な第三者間でも行われることのないような取引を擬制して行うというものではないこと、譲受人の議決権割合により判定しなければ、同一の価格で売買が成立したとしても、個人への譲渡については適正価額とされるのに、法人への譲渡の場合には低額譲渡となるという矛盾が生じること等を主張する。

○ カ しかしながら、譲渡人が所有している状態における株式が、一定の議決権割合を占め事業経営への影響力のあるもの（支配力を有するもの）であったのであれば、譲渡人としてはその支配力をも加味した価値のある株式を有していたというべきであり、現に成立した取引において、譲渡人がその有する株式のうちの少数のみを分割して譲受人に譲渡し、譲受人が取得する株式が事業経営への影響力のない株式（少数株式）になったとしても、それは、譲渡人があえて経営への影響力を廃する形で分割譲渡した結果にほかならない。そのため、譲受人が取得した株式が少数株式にとどまるからといって、譲渡人が所有していた状態における資産としての株式の価値を、当該譲渡により分割された後の少数株式の状態で評価することは、譲渡所得に対する課税の趣旨に反することになるというべきである。また、取引相場のない株式は、通常売買実例等に乏しく、仮に売買実例があるとしても、その売買価額が当事者間の主観的事情に左右されることが避け難く、一般に当該株式の客観的価値を反映したものと考えることはで

きないために、所得税基本通達59-6においては、その評価を原則として一定の条件の下に評価通達の例によることとして、実際の売買実例における価額に依拠しない、評価会社の規模や株主の会社支配力に応じた同通達所定の評価方法によることとしているのであり、取引相場のない株式の実情という観点からも、譲渡所得に対する課税の趣旨への適合性という観点からも、一般的な合理性が認められるのであるから、現に成立する売買においては譲受人側の事情の影響が大きいとしても、そのような売買実例における価額に依拠しない上記の評価方法によることが、所得税法59条1項2号の趣旨に反するということにはならない。

## (2) 本件株式譲渡における譲渡代金額をもって時価といえるかについて

ア B社の株主は自己の資金を出捐してB社の株式を取得しており、その株式の譲渡も行われていたことや、B社では、本件株式譲渡によりA社の株式を取得するのみならず、設立後間もなくC社の株式も取得していること、本件株式譲渡が行われた事業年度の翌事業年度から配当が行われていたこと等からすれば、B社には、その関連会社の株式の取得及び保有を通じて利益を上げ、株主であるA社の役員や従業員にこれを還元するという活動実態があるということができる。そして、本件株式譲渡について、B社の側から見れば、B社が取得した本件株式に係るA社での議決権割合は7.88%にすぎず、評価通達188を適用すれば同項の(3)の株式に該当し、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するから、

配当還元方式による評価額を譲渡対価とした本件株式譲渡が、B社にとって不合理な取引であったとはいえない。

イ しかしながら、本件株式の譲渡人である甲の側から見れば、甲は、本件株式譲渡前には、単独でも15.88%の議決権割合となる株式を有していたものであり、これを一括して他に譲渡するか、又はその一部に限って譲渡するとしても、その譲渡する議決権を合わせたA社での議決権割合が15%以上となるような株主に対してこれを譲渡していれば、本件株式譲渡の譲渡対価（1株当たり75円）よりも高額の類似業種比準方式による評価額（1株当たり2,505円）に相当する金額程度の対価を得られる可能性があり、また、甲が株主としての会社支配力の低下等を懸念してそのような譲渡を望まず、あるいはそのような譲渡に応じる者がいないというのであれば、譲渡しないこともできたのに、あえてその有する株式のうちの一部のみをB社に対して譲渡したことによって、本件株式が事業経営への影響力が著しく減退した少数株式となり、配当還元方式による評価額相当の低額な対価を得るにとどまったものである。このような譲渡をしたことの目的としては、甲の側では、自己が代表取締役社長を務めるA社の役員及び従業員が株主になっていて、平時においては敵対的な議決権行使等をしないことが一般的に期待できるB社に本件株式のみを譲渡することによって、A社における経営の安定を一定程度保持しつつ、本件株式の譲渡による対価収入を減らしても、自身の相続人の相続税の負担を軽減する〔上記認定事実（イ）〕ということ以外には考え難く、譲渡対価

による収益を目的とする通常の取引としての合理性には乏しいものといわざるを得ない。また、本件株式譲渡において、甲の有する資産としての価値が真摯に検討されて、B社との交渉を経るなどして本件株式の譲渡価額が決定されたといった事情も認められない。以上のような本件株式譲渡の経緯や実態等に鑑みると、本件株式譲渡を原告らのいう利害相反する第三者間の取引（正常な株式の売買）とみることはできず、その対価をもって本件株式の時価（客観的交換価値）ということはできない。

### （3）結論

以上によれば、所得税法59条1項2号の適用に当たって、本件株式譲渡の時における本件株式の価額は1株当たり2,505円であると認められ、本件株式譲渡の対価である1株当たり75円はその2分の1に満たないから、本件株式譲渡は、同号の低額譲渡に当たる。

